

公益社団法人東京都診療放射線技師会

役員報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都診療放射線技師会(以下、「この法人」という。)の定款第31条の規程に基づき、役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務先とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 会員外役員とは、会員以外の役員をいう。
- (5) 役員報酬とは、役員の職務遂行上の対価として支給するものである。

(役員報酬の支給)

第3条 この法人は役員に対して、役員報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員における役員報酬は、無報酬とする。
- 3 役員報酬の額は、**[別表]**に定める。
- 4 役員報酬の支給は、現金もしくは指定の方法にて支給する。
- 5 支給額は、関係法令に即し、控除の対象となる場合は、控除して支払う。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第20条第1項で定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は、平成24年5月26日改正、施行する。
- 3 この規程は、平成26年6月22日改正、施行する。
- 4 この規程は、平成29年6月18日改正、施行する。

[別表]

役員報酬	
非常勤役員	無報酬
常勤役員	10,000 円（上限）/日
会員外役員	15,000 円（上限）/月